

議員提出議案第 1 号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

中 島 規 夫
興 治 英 夫
浜 崎 晋 一
野 坂 道 明
川 部 洋
銀 杏 泰 利

尾 崎 薫
鹿 島 功
斉 木 正 一
内 田 博 長
語 堂 正 範

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 <u>人口戦略推進本部</u>、令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項	（常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 <u>政策統轄総局</u>、令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項

地域県土警察常任委員会 8人 輝く鳥取創造本部、男女協働未来創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項	地域県土警察常任委員会 8人 輝く鳥取創造本部、男女協働未来創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。

議員提出議案第 2 号

米国・イラン間の和平実現に向けて日本政府が停戦に向けた仲介者
として主導的な外交を展開することを求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

村 上 泰二郎
前 田 伸 一
坂 野 経三郎
尾 崎 薫
伊 藤 保

西 村 弥 子
前 原 茂
浜 田 妙 子
興 治 英 夫
銀 杏 泰 利

米国・イラン間の和平実現に向けて日本政府が停戦に向けた仲介者として主導的な外交を展開することを求める意見書

2月28日、米トランプ政権はイスラエルと共に、イランに対する大規模な軍事攻撃を開始し、首都テヘランや各都市を爆撃した。この攻撃により、イランの最高指導者ハメネイ師が殺害されたほか、多数の市民が死亡し、その中には小学校への爆撃による150人以上の子どもたちの犠牲も含まれる。イランも反撃を始め、イスラエルや米軍基地のある周辺国をミサイル攻撃し、米兵にも死亡者が出ている。

米国とイスラエルによるイランへの先制攻撃は、国連憲章や国際法に抵触している。

国連安全保障理事会は緊急会合を開き、グテレス事務総長が即時停戦を呼びかけたが、米国・イラン双方による非難の応酬が続いている。

米国とイランは2月26日、イランの核開発をめぐる協議を再開し、合意には至らなかったものの一部進展もあり、3月2日には実務者レベルの協議を行う予定だった。その中で米国のイラン攻撃は、対話による外交を中心とした平和外交に反するものであり、国際秩序に対して重大な影響を及ぼすものである。

今回の攻撃により石油など資源の国際価格が急騰しており、世界経済の混乱要因にもなっている。特に日本においてもガソリン価格や電気価格を中心として生活への深刻な影響が現れ始めている。世界の平和が当事国民の幸福の実現に不可欠なことはもちろん、日本国民を含めた世界の人民の幸福を追い求めるためにも不可欠であることを改めて確認しなければならない。

日本政府はイランへの攻撃に関し、「イランの核兵器開発は決して許されない」と表明したことは、世界で唯一の被爆国として一定の評価ができる。

併せて、今こそ人道上の観点から米国、イスラエルによるイラン攻撃の中止を強く働きかけ、世界の平和を実現するための役割を果たすべきである。

また、日本は米国と強固な同盟関係にあると同時に、伝統的にイランとも良好な外交関係を維持してきた稀有な立場である。日本は単なる傍観者ではなく、両国の間に入り、停戦と対話を仲介する主導的役割を果たすべきである。

以上のことから、本議会として、次の事項を政府に強く求める。

- 1 国連や関係各国などと協調し、米国とイスラエルに対しイラン攻撃の即時中止と早期の和平協議を開始することを求めること。
- 2 日本政府が米国とイランの間に立ち、停戦に向けた仲介者として主導的な外交を展開すること。
- 3 和平実現による世界経済の混乱が収束するまでの間、ガソリン価格や電気価格の激変緩和措置を行うなど、国民生活を守るための最大限の取組を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
様